

## 様式第1号別紙2

## 貸与料金の算定根拠明細書

長柄町長

様

|         |   |   |
|---------|---|---|
| リース事業者  | 住 | 所 |
| 名       | 名 | 称 |
| 代表者職・氏名 |   |   |
| 電 話 番 号 |   |   |

|         |   |   |
|---------|---|---|
| リース先    | 住 | 所 |
| 氏       | 名 | 名 |
| 電 話 番 号 |   |   |

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違이ありません。  
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

| 対象設備 | リース期間<br>(月数) | 補助金額           |               |                     | リース料総額<br>※前払金を含む、税抜き金額 |                  |                     |
|------|---------------|----------------|---------------|---------------------|-------------------------|------------------|---------------------|
|      |               | 長柄町<br>補助金 (a) | 国の<br>補助金 (b) | 合計 (c)<br>(a) + (b) | 補助金なし<br>の場合 (d)        | 補助金あり<br>の場合 (e) | 差額 (f)<br>(d) - (e) |
|      |               |                |               |                     |                         |                  |                     |

## (注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額 (e) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後 もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額 (f) が、補助金額合計 (c) 以上であること。
- 長柄町補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。